

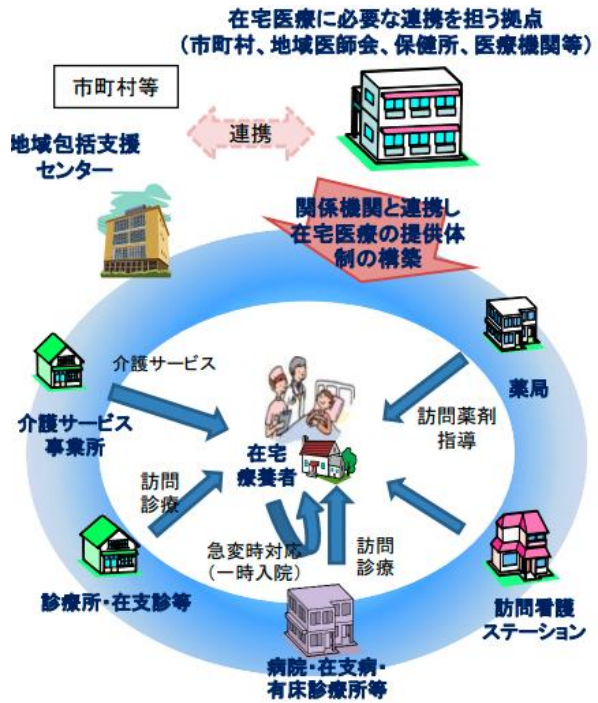
第8次医療計画に位置付ける「在宅医療に必要な連携を担う拠点」及び「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及びの取組を支援し、在宅医療を支える地域のサービス基盤を整備する。

①在宅医療の圏域(二次医療圏)

地域の急変時の対応体制や医療と介護の連携体制の構築等、在宅医療の体制整備  
 ・医療計画(圏域編)に記載した取組の実施・進捗確認・取りまとめ  
 ・在宅医療懇話会の事務局 等

「連携の拠点」及び「積極的医療機関」が実施する取組について、保健所が相談応需・支援

②在宅医療の連携の拠点



②在宅医療の連携の拠点

※  
求められる事項

1. 会議の開催
2. 地域の資源の把握・関係機関等との調整 (詳細は次ページ参照)
3. 会議の開催・関係機関等との調整
4. 在宅医療にかかる研修等
5. 在宅医療の普及啓発

③積極的役割を担う医療機関

※  
求められる事項

1. 他医療機関等への調整・支援
2. 関係機関への働きかけ
3. 研修等の機会の確保
4. 他医療機関等への調整・支援、非常用電源の整備
5. 在宅医療に関する情報提供等
6. 患者急変時の受入(入院機能を有する場合)

積極的役割を担う医療機関イメージ



※ 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」令和5年3月31日付け医政地発0331第14号  
厚生労働省医政局地域医療計画課長通知を基に作成

# 在宅医療に必要な連携を担う拠点に求められる取組内容

連携の拠点は、市町村が「在宅医療・介護連携推進事業※」において実施する取組と連携しながら進める。

求められる事項	市町村事業※	連携の拠点の取組（案）
1. 地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議を定期的で開催し、在宅医療における提供状況の把握、災害時対応を含む連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること	イ 在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討	①会議の開催 会議の内容（地域の医療介護福祉関係者との会議） ●在宅医療における提供状況 ●災害時対応を含む連携上の課題の抽出及び対応策の検討 ●高齢者救急とACPに関する課題の抽出及び対応策の検討 等 【R6年度予算要求額：1拠点あたり1,060千円を上限（報償費、旅費、会場費等）】
2. 地域包括ケアシステムを踏まえた在宅医療の提供体制を整備する観点から、地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するよう、関係機関との調整を行うこと	ア、オ 地域の医療・介護の資源の把握、在宅医療・介護連携に関する相談支援	②地域の資源の把握・関係機関等との調整 ●地域の医療及び介護、障害福祉サービスにかかる所在地や機能等の把握 ●退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービス等にかかる関係機関からの相談対応業務 ●府民からの問合せ対応 等 【R6年度予算要求額：1拠点あたり3,536千円を上限（人件費、旅費、需要費等）】
3. 質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による急変時の対応や24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること	ウ、エ 切れ目のない在宅医療と在宅医療の提供体制の構築推進、医療・介護関係者の情報共有の支援	③会議の開催・関係機関等との調整 ●急変時対応等の体制構築に向けたルールづくり ●多職種（医師・歯科医師・薬剤師・看護師など）による体制づくり（チーム医療、グループ診療等） ●ICTを活用した情報共有の検討 等 【上記①、②で対応】
4. 在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと	カ 医療・介護関係者の研修	④在宅医療にかかる研修等 ●障害福祉関係者に必要な在宅医療にかかる知識等の研修 等 【R6年度予算要求額：1拠点あたり332千円を上限（報償費、旅費、会場費等）】
5. 在宅医療に関する地域住民への普及啓発を実施すること	キ 地域住民への普及啓発	⑤在宅医療の普及啓発 ●住民への普及啓発を行う医療従事者等を対象とした研修 ●人生会議（ACP）普及啓発にかかる取組 等 【R6年度予算要求額：1拠点あたり322千円を上限（報償費、旅費、需要費等）】

※市町村（ア）地域の医療・介護の資源の把握、（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討、（ウ）切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進、（エ）医療・介護関係者の情報共有の支援事業（オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援、（カ）医療・介護関係者の研修、（キ）地域住民への普及啓発

# 在宅医療において積極的役割を担う医療機関に求められる取組内容

積極的医療機関は、他の医療機関の支援を行いながら、医療や介護、障害福祉の現場での多職種連携の支援も行う。

求められる事項	積極的医療機関の取組（案）
1. 医療機関（特に一人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行うこと	①他医療機関等への調整・支援 ●他医療機関への支援 かかりつけ医の代わりに往診、他機関への紹介や患者受入等の実施 連携の拠点への情報共有のもと積極的医療機関による体制構築等の取組等 【R6年度予算要求額：1医療機関あたり304千円を上限（報酬費、旅費、会場費等）】
2. 在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護、障害福祉サービスが十分確保できるよう、関係機関に働きかけること	②関係機関への働きかけ ●関係機関との情報共有 等 （地域ケア会議等での関係づくり・働きかけ、退院時カンファレンスの実施等）
3. 臨床研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めること	③研修等の機会の確保 ●同行訪問研修の実施 等
4. 災害時等にも適切な医療を提供するための計画（人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む。）を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと	④他医療機関等への調整・支援、非常用電源の整備 ●自院のBCP策定 ●他医療機関等のBCP策定支援 ●在宅人工呼吸器使用者非常用電源の整備 等 【R6年度予算要求額：1医療機関あたり636千円を上限（購入費）】
5. 地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族等の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること	⑤在宅医療に関する情報提供等 ●地域包括支援センター等との情報共有 ●患者・家族等への医療及び介護、障害福祉サービスの紹介 等
6. 入院機能を有する医療機関においては、患者の病状が急変した際の受入れを行うこと	⑥患者急変時の受入（入院機能を有する場合） ●地域連携に必要な看護師等の配置 ●地域の関係機関との受入体制の構築・情報共有 等

資料3-1、3-2、3-4に記載の予算要求額は、「令和6年2月定例府議会大阪府一般会計予算」の成立を前提に記載しています。そのため、予算が成立しない場合には、いかなる効力も発生しません。また、当該補助金は求められる事項に関する取組を実施した実績に対し補助するものであり、在宅医療・介護連携推進事業としての取組や他の補助金がある場合は、当該補助金の対象外となります。